

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）は、令和27（2045）年に本市における高齢者人口がピークを迎え、医療や介護が必要となる割合が高くなる85歳以上の人口割合も急速に増加することが推計されております。また、要介護認定者、認知症高齢者や社会構造の変化によるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、社会参加や地域交流を活性化させるとともに、必要な介護・福祉サービスや多様なニーズに対応する体制を整備するために策定します。

(1) 計画の位置付けと性格

ア 老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画

（介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定します。）

イ 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画

ウ 第10次厚木市総合計画の個別計画

エ SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図る計画

(2) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年計画）

(3) 計画の推進体制

地域、社会福祉協議会及び市が協働し、この計画を推進します。

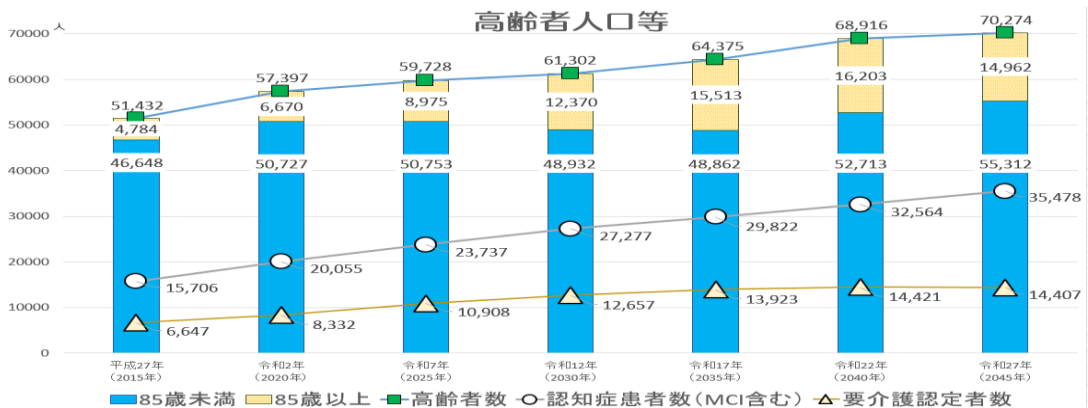
2 現状

現行計画（第8期）において、要介護認定者や認知症高齢者の増加に対応するため、様々な高齢者の外出支援や介護予防事業等の施策を推進してきました。

本市は、県内市町村と比較して、認定率が低い反面、一人当たりの給付費が多く、特に在宅系のサービスが多い結果となっています。

(1) 高齢者等の状況

高齢者は、平成27（2015）年に51,432人であったのに対し、令和27（2045）年には約1.4倍に当たる70,274人になると推計しており、また、要介護認定者についても、6,647人であったのに対し、約2.2倍の14,407人、認知症高齢者については、約2.3倍の35,478人（軽度認知障害（MCI）含む。）になると推計しています。



※令和7（2025）年以降は推計値であり、認知症高齢者数は全て推計値です。

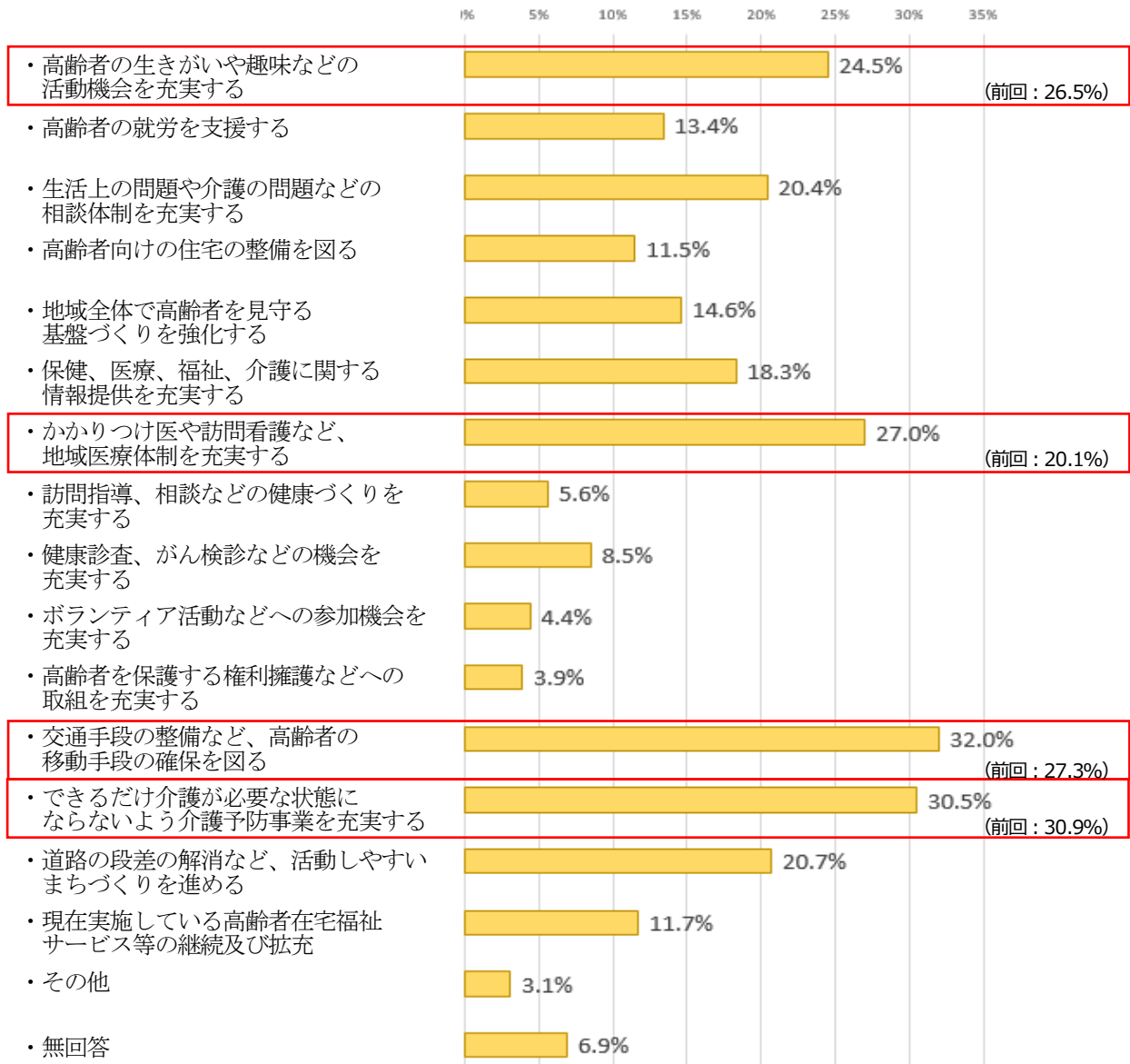
※高齢者数は住民基本台帳数値で、推計値は厚木市人口ビジョンにおける将来展望です。

(2) 高齢者施策について

計画策定のために実施した市民アンケートにおいて、推進すべき高齢者施策について尋ねたところ、移動支援、介護予防、地域医療体制、生きがいづくりに対するニーズが高い結果となりました。特に、地域医療体制のニーズが著しく伸びています。

※厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定のためのアンケート調査

(令和4年12月実施、回答者数：4,217人)



3 課題

本市においては、令和 22（2040）年に 85 歳以上の高齢者人口が急速に増加し、令和 27（2045）年には高齢者人口がピークを迎える¹ことが見込まれます。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、また、多様化することが想定されます。

(1) 支援機能の必要性

急速に進む高齢化や単身世帯及び高齢者のみの世帯の増加に伴い、それぞれが抱える問題は多岐に渡り、多様で重層的な支援につなげることが必要です。それらの問題解決に向けて対応する地域包括支援センターの役割が重要です。

(2) 見守りの必要な高齢者等の増加

介護や支援を必要とする世帯などが増加し、外出の機会の減少などにより、地域での人と人とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立を防止するために地域の支え合いが重要です。また、高齢者に限らず安心して生活できる仕組みも必要です。

(3) 在宅生活の限界点の引上げ

在宅生活を続けたいと希望する方が 68.0%（前回 58.9%）を占め、また、国の推計では、訪問診療を受ける患者数が令和 22（2040）年以降に最大となると予測²しています。継続的な在宅生活における多様なニーズに対応するため、医療・介護・福祉の更なる連携推進と、生活に必要な支援を一体的に提供することに加え、看取り^{みと}に向けた体制づくりが必要です。

(4) 移動困難者の増加

高齢による心身機能の低下により、行動範囲が狭まることや日常生活を営む上で支障をきたすことが懸念されます。特に、自動車運転免許自主返納者も増加しており、介護予防による外出を促す観点からも、移動支援の重要性は増しています。

(5) 認知症高齢者による社会問題の増加

令和 7（2025）年には、65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になるという推計があり、85 歳以上では約 4 割の高齢者がり患する³とされています。それに伴う様々な社会問題の増加が予測されることから、認知症などによる判断能力の不十分な人の権利と利益の擁護が必要です。

(6) 認知症高齢者等への支援

認知症の人を含む高齢者でも、本人の意思が尊重された生活を続けることができるよう、総合的な認知症施策の推進が必要です。

(7) 要介護につながる健康課題を抱える方の増加

要介護認定者の増加が見込まれる中で、要介護状態となることを予防するために、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図る必要があります。

(8) 生産年齢人口減少による社会の担い手の不足

高齢者が大幅に増加する一方、現役世代が減少し続けることが見込まれ、担い手不足が懸念されることから、高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備が必要です。

¹ 出典 厚木市人口ビジョンにおける将来展望

² 出典 厚生労働省第 2 回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ「第 8 次医療計画策定に向けた在宅医療について」

³ 出典 厚生労働省認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

(9) 介護サービスの需要増加に対するサービス供給の不足

介護サービス需要の増加に対応するために、介護サービスの基盤整備を行うとともに地域の主体性をいかした介護予防の取組や地域づくりなど地域の実情に応じた仕組みづくりや取組をデザインすること、また、それらを支える介護人材の確保と育成の支援が必要です。

(10) 介護ニーズの上昇による被保険者負担の増加

要介護認定者の増加に伴い介護給付費の増加による介護保険料の急激な上昇が想定され、公的年金が収入の柱である高齢者の生活を困難にするおそれがあります。

4 計画の目指す姿と全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

(2) 基本理念

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

(3) 基本目標

ア 地域のつながりが深まり安心・継続して暮らせるまち

イ 健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

ウ 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

5 主な取組

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

高齢者が自分らしい暮らし方を自らの意思で決定するために、地域包括支援センターの地域マネジメント機能を強化し、多様なサービスにつなげる相談支援体制を充実します。

(2) 生活支援サービスの充実

地域の中で高齢者に限らず、全ての住民同士が支え合い、安心して生活できるよう多様なサービスや居場所を活用し、暮らしや生きがいを共に創り高め合える関係づくりを推進します。

(3) 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化

医療や介護ニーズが大幅に増加する中で、人生の最期まで希望に応じた住まいで生活が続けられるよう、医療・介護・福祉・生活支援が相互に連携することで、地域の特性に応じた支援や、切れ目なく必要な支援を一体的に提供できる体制を構築します。

(4) 地域特性に応じた環境整備

一人暮らし、社会的孤立などの課題を抱える高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保と併せ、バリアフリー改修など暮らしやすい住居環境を推進します。また、災害対策など安心・安全な地域づくりを推進するとともに、スーパー、コンビニ、診療所など生活利便施設にアクセスしやすい環境整備に取り組みます。特に、公共交通機関を利用する高齢者の支援を行うとともに、日常生活に必要なコミュニティ交通の取組を推進します。

(5) 権利擁護の推進

高齢化が進む中、成年後見制度を利用する人や必要とする人が増えていくと予測されることから、制度の周知及び理解を推進するとともに、高齢者の特性に応じた意思決定支援とその理念の支援者への浸透、また迅速な権利侵害の回復の支援に取り組みます。

(6) 認知症施策「共生と予防」の推進

認知症の人を含む高齢者には、できることとできないことが生じてくることを踏まえ、認知症があってもなくても希望や生きがいを持ち続け、日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点も重視しながら、共生と予防の施策を推進します。

(7) 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実

要介護状態とならないようにするための生活機能の維持・向上を目的とした介護予防事業とフレイル^{*}に着目した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のほか、広く啓発活動を実施し、高齢者が自ら介護予防と健康づくり活動に取り組めるよう体制を整備します。

^{*}フレイルとは、年齢を重ねることにより、心身の活力が低下した状態をいいます。

(8) 社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、住民を始め様々な主体による交流や活動の場を提供するとともに、多様なライフスタイルに対応するために、就労も含めた幅広い活動の支援を行います。

(9) 介護サービス等の充実

必要なときに過不足なく良質な介護サービスや生活支援が受けられるように人材確保や介護職員の負担軽減につながる施策を推進します。

また、個別ニーズに応じたサービス提供がなされるよう自立支援に資する質の高いケアマネジメントを行い、状況の変化に柔軟に対応できる体制づくりを推進します。

(10) 安定した介護保険事業の運営

今後も増加が見込まれる介護サービスの需要と供給及び保険料とのバランスをとり、過不足のない適切な保険給付となるように介護保険事業の運営に努め、介護保険事業基金の適切な運用を行い、急激な上昇とならないよう介護保険料の設定を行います。

6 策定体制

(1) 市内

厚木市地域福祉推進会議

(2) 市外

ア 厚木市保健福祉審議会

イ 厚木市地域福祉推進協議会

ウ 厚木市地域包括ケア推進会議